

市営住宅附帯駐車場を使用した介護者等月極駐車場管理要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日
改 正 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号。以下「条例」という。）第53条の3の使用者資格を具備しない者で、要介護等入居者のために訪問する親族や介護事業者に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可により駐車場を使用させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、条例及び大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号。以下「規則」という。）の例による。

- (1) 介護とは、入浴、排せつ、着替え、食事の介助、通院の付き添いなどの行為をいう。
- (2) 生活援助とは、住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理などの行為をいう。
- (3) 要介護等入居者とは、市営住宅入居者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3号又は第4号に該当する者として要介護認定等の公的認定を受けている者又は満60歳以上の者で、介護者等による介護又は生活援助を必要とするものをいう。
- (4) 介護事業者とは、介護保険制度における介護サービスを行う者をいう。

(申請者資格)

第3条 本要綱に基づき駐車場の許可申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる条件を具备する者でなければならない。

- (1) 要介護等入居者の介護又は生活援助を行うために駐車場を使用する必要がある者のうち、要介護等入居者の親族である者又は介護事業者である者（以下「介護者等」という。）とする。ただし、介護者等が専ら生活援助を行うために駐車場を使用する必要がある者に該当する場合は、要介護等入居者の年齢が満60歳以上でなければならない。
- (2) 駐車しようとする自動車の有効な自動車検査証（以下「車検証」という。）を有し、又は、第6条に規定する許可申請をした日から2月以内に駐車しようとする自動車の有効な車検証を有することができ、かつ、当該車検証に使用者として記載されている者であること。ただし、当該車検証に記載されている使用者から車検証に記載されていない者が当該自動車を専ら使用する旨の書面が提出されたときは、当該自動車使用者を当該車検証に使用者として記載されているものであるとみなす。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと
- (4) 市営住宅又は市営住宅附帯駐車場の未納の使用料がある者でないこと
- (5) 市営住宅又は市営住宅附帯駐車場若しくはその他の共同施設に係る損害賠償金がある者でないこと
- (6) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める場合に別に定める条件

(使用許可する駐車場の要件)

第4条 本要綱に基づき使用許可をする駐車場の要件は、要介護等入居者が入居する市営住宅又は近隣の市営住宅の駐車場のうち、次の各号の要件を満たす駐車場とする。

- (1) 供用開始後 10 年を経過している駐車場であり、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号) 第 22 条に規定する承認を得られる駐車場であること。ただし、供用開始後 10 年未満の駐車場であっても、同法同条に規定する承認を得られる駐車場である場合は、この限りでない。
- (2) 未使用区画が収容台数の 10% を超えている駐車場であること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(使用できる自動車の要件)

第5条 駐車しようとする自動車が、幅員 2.00 メートル以下及び長さ 5.00 メートル以下であるものとする。ただし、機械式立体駐車場若しくは自走式立体駐車場、規則別表第 3 の左欄に掲げる駐車場又は本市が大阪府から取得した公営住宅及び特別賃貸住宅の駐車場においては、当該駐車場ごとに定められた寸法の範囲内に収容できる大きさ及び重量とする。

- 2 有効な車検証を有すると市長が認めた自動車であること
- 3 市長は必要と認めた時、使用許可を受けた者（以下「許可者」という。）に対して車検証等の必要書類の提出を求めることができる。

(使用許可申請)

第6条 申請者は、行政財産使用許可申請書（別記様式第 1 号。以下「許可申請書」という。）を提出し、市長の許可を受けなければならない。

- 2 許可申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、要介護等入居者が満 60 歳以上である場合には第 5 号に掲げる書類を、また、継続の使用許可を申請する場合には第 3 号及び第 5 号に掲げる書類をそれぞれ省略することができる。
 - (1) 駐車しようとする自動車の車検証の写し。ただし、許可申請時点において駐車しようとする自動車の有効な車検証を有しない場合は、2 月以内に車検証を提出する旨の誓約書
 - (2) 申請者の運転免許証の写し
 - (3) 入居者との親族関係を確認できる戸籍全部事項又は個人事項証明書（戸籍謄抄本）で発行から 3 月以内のもの。介護サービス事業者にあっては介護保険法所定の事業者であることを証する書類及び入居者への介護等サービスの提供に係る契約書等の写し
 - (4) 申請者が第 3 条第 2 号ただし書きにより、車検証に記載されている使用者とみなす場合は、当該自動車を専ら使用することを車検証に記載されている使用者が証する書類
 - (5) 要介護等入居者が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 3 項又は第 4 項に該当する者として要介護認定等の公的認定を受けていることを確認できる書類の写し
 - (6) 申請者が第 3 条第 6 号に該当する場合は、第 1 号から第 5 号までに定めるもの他、市長が別に定める書類

(使用許可)

第7条 市長は、前条の規定により許可申請書を受領したときは、記載事項及び添付書類について審査する。

- 2 市長は、前項の規定による審査において疑義がなく、かつ、管理上支障がないと認められる場合は、申請者に対し行政財産使用許可書（別記様式第 2 号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

3 市長は、前項の規定により使用許可を行うにあたっては、条件を付すことができる。

(標準処理期間)

第8条 申請が市に到達してから、処分を行うまでの標準的な処理期間は次のとおりとする。

(1)新規の使用許可については40日とする。ただし、国等への協議が必要な場合は60日とする。

(2)継続の使用許可については30日とする。

(許可期間)

第9条 許可期間は1年を超えない範囲において市長が定める。

(許可自動車の変更)

第10条 許可者が、許可された自動車を変更しようとするときは、直ちにその旨を車検証の写しを添付して書面により市長に届け出なければならない。

(使用料)

第11条 駐車場の使用料は、規則第28条の5に定める額とする。

(使用料の納付)

第12条 許可者は、許可開始日から当該駐車場の許可が終了した日又は第18条の規定により取り消された日（以下「許可終了日等」という。）までの間の当該駐車場の使用料を納付しなければならない。

2 駐車場の許可開始日又は許可終了日等が月の中途である場合には、その月の使用料は日割計算による。

3 使用料は、毎月分を、1月から11月までの各月にあってはその月の末日、12月にあっては翌年の1月4日（これらの日が土曜日又は民法（明治29年法律第89号）第142条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する土曜日及び休日以外の日）までに、別に定める納入通知書、口座振替又は自動払込により納付しなければならない。

(使用料の滞納整理)

第13条 使用料の滞納整理に係る事務処理については、大阪市営住宅附帯駐車場使用料滞納整理事務処理要綱の例による。

(保証金)

第14条 許可者は、第7条に規定する駐車場使用許可時に、3月分の使用料に相当する保証金を納付しなければならない。

2 保証金の額が変更された場合において、変更後の保証金の額が既納の保証金の額を上回るときは、許可者はその差額を市長が定める期日までに納付しなければならない。

3 保証金の額が変更された場合において、変更後の保証金の額が既納の保証金の額を下回るときは、許可者からの請求に基づき、市長は遅滞なくその差額を許可者に返還しなければならない。

4 保証金は、許可者が駐車場を明け渡すときにこれを還付する。ただし、未納の使用料及び損害賠償金があるときは、保証金のうちからこれを控除した額を還付する。この際に保証金を充当してもなお不足が生じる場合は、許可者はその差額を納付しなければならない。

5 保証金に利子はつけない。

(使用料等の改定)

第15条 市長は、規則の改正等に伴い使用料又は保証金を改定する場合は、許可者に改定日の1月前までに文書で通知を行うものとする。

(遵守事項)

第 16 条 許可者は、駐車場の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 許可者の責めに帰すべき事由により、駐車場並びに駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等の備品を滅失し、又は毀損したときは、許可者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 市長は、駐車場を隨時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができ、許可者は、これに従わなければならぬ。

(禁止事項)

第 17 条 許可者は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 使用許可に係る自動車以外の自動車を駐車すること
- (2) 駐車場を他の者に使用させ、又は担保に供してはならない
- (3) 駐車場を定められた用途以外の用途に使用すること
- (4) 駐車場を模様替し、又は増築すること
- (5) 市営住宅及び駐車場その他の共同施設並びにそれらの周辺の環境を乱し、又は他の駐車場利用者、市営住宅の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為

(使用許可の取り消し)

第 18 条 市長は、許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに使用許可を取り消すことができる。なお、使用許可の取り消しを行うときは、使用許可取消通知書（別記様式第 3 号。以下「許可取消通知書」という。）により許可者に通知するものとする。

- (1) 許可者が不正の行為によって使用したとき
- (2) 許可者が使用料を 3 月以上滞納したとき
- (3) 許可者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき
- (4) 許可者が正当な事由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき
- (5) 許可者が第 3 条に規定する申請者資格を失ったとき
- (6) 許可者が前 2 条の規定に違反したとき
- (7) 市長が駐車場の管理上必要があると認めたとき
- (8) その他市長が使用許可条件を満たさなくなったと認めるとき

2 市長は、前項第 7 号及び第 8 号の規定に基づき許可の取り消しをする場合は、許可者に許可の取消しをする日の 1 ヶ月前までに使用許可取消予告の通知を行うものとする。

3 許可者は、第 1 項の規定に基づき使用許可を取り消されたときは、速やかに駐車場を明け渡し、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならず、また、駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等を使用許可時に貸与されている場合は速やかに市長に返還しなければならない。

4 市長は、第 1 項の規定に基づく取り消しを行ったときは、当該取り消しを受けた者に対して、取り消し日の翌日から当該駐車場の明渡しをするまでの期間について、第 11 条に規定する使用料の 2 倍相当の金額を徴収することができる。

5 第 1 項の場合において、許可者は当該取り消しによって生じた損失を本市に請求することができない。

(駐車場の返還手続き)

第 19 条 許可者は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときを除き、駐車場を返還しようとするとときは、返還しようとする日の 15 日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。

2 前項の届出をした許可者は、駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等を許可時に貸与されている場合は速やかに市長に返還しなければならない。

(保管場所使用承諾証明書の不発行)

第 20 条 本要綱に基づく使用許可については、自動車保管場所使用承諾証明書の発行は行わない。

(原状回復)

第 21 条 使用許可を取り消したとき、使用期間が満了して引き続き使用を許可しないとき又は使用期間満了前に許可者が駐車場を返還したときは、許可者は自己の費用で、市長の指定する期日までに駐車場を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 許可者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行って、その費用を許可者の負担とすることができます。この場合、許可者は異議を申立てることができない。

(疑義の決定)

第 22 条 本要綱の各条項に関し疑義があるときその他駐車場等の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(実施の細目)

第23条 この要綱の実施について、必要な細目は、別に定めるものとする。

別記様式

第 1 号様式（第 6 条関係） 行政財産使用許可申請書

第 2 号様式（第 7 条関係） 行政財産使用許可書

第 3 号様式（第 18 条関係） 行政財産使用許可取消書

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 4 月 1 日前に、この要綱と同趣旨で大阪市住宅供給公社理事長と契約していた使用者が同日以降引き続き第 6 条に基づく使用許可申請書を提出する場合において、当該契約の関係書類が公社理事長から市長に引き継がれているときは、同条第 2 項各号の書類を省略することができる。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

大阪市長様

住 所
氏 名
生 年 月 日 年 月 日 生
連絡先電話番号

次のとおり、貴市の行政財産を使用したいので許可いただきますよう、末尾記載の事項について誓約のうえ申請します。

なお、貴市の許可を受ける際に条件を付された場合は当該条件を守ります。

記

- 1 名 称 駐車場 区画番号 番
及び所在地 大阪市 区 丁目 番
- 2 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 3 使用目的 次の要介護者等の介護又は生活援助のための駐車場が必要なため
(要介護者等の表示)
・入居先住宅 住宅 号棟 号室
・氏名及び年齢 (満 歳)
・申請者との続柄

4 添付資料

- 自動車検査証の写し
- 運転免許証の写し
- 〔親族の場合〕入居者との親族関係を確認できる公的証明書(戸籍謄本等)で発行から3月以内のもの
- 〔介護事業者の場合〕介護保険法所定の事業者であることを証する書類及び入居者に介護等のサービスの提供に係る契約書等の写し
- その他()

誓約事項

大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 私は、行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

大阪市行政財産使用許可書

(文書番号)
令和 年 月 日使用者 (住所)
(氏名) 様大阪市長 ○ ○ ○ ○
(主管局課名)

令和 年 月 日付け申請のあった本市都市整備局管理の行政財産を使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

1 使用物件

所在地	大阪市	区	丁目	番
駐車場名	駐車場(駐車場コード:)			
区画番号	番			
使用料	月額	円		

2 用途

使用者は、前記の物件を大阪市営住宅条例第53条の3第1項に定める条件を具備しない者が使用する月極駐車場の用に供するものとする。

3 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前30日までに申請しなければならない。

4 その他条件

この許可書に記載のない事項については、「市営住宅附帯駐車場を使用した介護者等月極駐車場管理要綱」に定めるとおりとする。

(不服申立ての教示)

- この許可について不服がある場合は、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

市営住宅附帯駐車場を使用した介護者等月極駐車場管理要綱（抄）

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号。以下「条例」という。）第53条の3の使用者資格を具備しない者で、要介護等入居者のために訪問する親族や介護事業者に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可により駐車場を使用させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、条例及び大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号。以下「規則」という。）の例による。

- (1) 介護とは、入浴、排せつ、着替え、食事の介助、通院の付き添いなどの行為をいう。
- (2) 生活援助とは、住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理などの行為をいう。
- (3) 要介護等入居者とは、市営住宅入居者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3号又は第4号に該当する者として要介護認定等の公的認定を受けている者又は満60歳以上の者で、介護者等による介護又は生活援助を必要とするものをいう。
- (4) 介護事業者とは、介護保険制度における介護サービスを行う者をいう。

（申請者資格）

第3条 本要綱に基づき駐車場の許可申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる条件を具备する者でなければならない。

- (1) 要介護等入居者の介護又は生活援助を行ふために駐車場を使用する必要がある者のうち、要介護等入居者の親族である者又は介護事業者である者（以下「介護者等」という。）とする。ただし、介護者等が専ら生活援助を行ふために駐車場を使用する必要がある者に該当する場合は、要介護等入居者の年齢が満60歳以上でなければならない。
- (2) 駐車しようとする自動車の有効な自動車検査証（以下「車検証」という。）を有し、又は、第6条に規定する許可申請をした日から2月以内に駐車しようとする自動車の有効な車検証を有することができ、かつ、当該車検証に使用者として記載されている者であること。ただし、当該車検証に記載されている使用者から車検証に記載されていない者が当該自動車を専ら使用する旨の書面が提出されたときは、当該自動車使用者を当該車検証に使用者として記載されているものであるとみなす。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと
- (4) 市営住宅又は市営住宅附帯駐車場の未納の使用料がある者でないこと
- (5) 市営住宅又は市営住宅附帯駐車場若しくはその他の共同施設に係る損害賠償金がある者でないこと
- (6) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める場合に別に定める条件

（使用許可する駐車場の要件）

第4条 本要綱に基づき使用許可する駐車場の要件は、要介護等入居者が入居する市営住宅又は近隣の市営住宅の駐車場のうち、次の各号の要件を満たす駐車場とする。

- (1) 供用開始後10年を経過している駐車場であり、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条に規定する承認を得られる駐車場であること。ただし、供用開始後10年未満の駐車場であっても、同法同条に規定する承認を得られる駐車場である場合は、この限りでない。
- (2) 未使用区画が収容台数の10%を超えている駐車場であること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

（使用できる自動車の要件）

第5条 駐車しようとする自動車が、幅員2.00メートル以下及び長さ5.00メートル以下であるものとする。ただし、機械式立体駐車場若しくは自走式立体駐車場、規則別表第3の左欄に掲げる駐車場又は本市が大阪府から取得した公営住宅及び特別賃貸住宅の駐車場においては、当該駐車場ごとに定められた寸法の範囲内に収容できる大きさ及び重量とする。

（2 有効な車検証を有する市長が認めた自動車であること）

3 市長は必要と認めた時、使用許可を受けた者（以下「許可者」という。）に対して車検証等の必要書類の提出を求めることができる。

（使用許可申請）

第6条 申請者は、行政財産使用許可申請書（別記様式第1号。以下「許可申請書」という。）を提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 許可申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、要介護等入居者が満60歳以上である場合には第5号に掲げる書類を、また、継続の使用許可を申請する場合には第3号及び第5号に掲げる書類をそれぞれ省略することができる。

1) 駐車しようとする自動車の車検証の写し。ただし、許可申請時点において駐車しようとする自動車の有効な車検証を有しない場合は、2月以内に車検証を提出する旨の誓約書

2) 申請者の運転免許証の写し

3) 入居者との親族関係を確認できる戸籍全部事項又は個人事項証明書（戸籍謄抄本）で発行から3月以内のもの。介護サービス事業者にあっては介護保険法所定の事業者であることを証する書類及び入居への介護等サービスの提供に係る契約書等の写し

4) 申請者が第3条第2号ただし書きにより、車検証に記載されている使用者とみなす場合は、当該自動車を専ら使用することを車検証に記載されている使用者が証する書類

5) 要介護等入居者が介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項又は第4項に該当する者として要介護認定等の公的認定を受けていることを確認できる書類の写し

6) 申請者が第3条第6号に該当する場合は、第1号から第5号までに定めるもの他、市長が別に定める書類

（使用許可）

第7条 市長は、前条の規定により許可申請書を受領したときは、記載事項及び添付書類について審査する。

2 市長は、前項の規定による審査において疑義がなく、かつ、管理上支障がないと認められる場合は、申請者に対し行政財産使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

3 市長は、前項の規定により使用許可を行うにあたっては、条件を付すことができる。（標準処理期間）

第8条 申請が市に到達してから、処分を行うまでの標準的な処理期間は次のとおりとする。

（1）新規の使用許可については40日とする。ただし、国等への協議が必要な場合は60日とする。

（2）継続の使用許可については30日とする。

（許可期間）

第9条 許可期間は1年を超えない範囲において市長が定める。

（許可自動車の変更）

第10条 許可者が、許可された自動車を変更しようとするときは、直ちにその旨を車検証の写しを添付して書面により市長に届け出なければならない。

（使用料）

第11条 駐車場の使用料は、規則第28条の5に定める額とする。

（使用料の納付）

第12条 許可者は、許可開始日から当該駐車場の許可が終了した日又は第18条の規定により取り消された日（以下「許可終了日等」という。）までの間の当該駐車場の使用料を納付しなければならない。

- 2 駐車場の許可開始日又は許可終了日等が月中途である場合には、その月の使用料は日割計算による。
- 3 使用料は、毎月分をその月の月末（これらの日が土曜日又は休日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納入通知書により納付しなければならない。

（使用料の滞納整理）
第13条 使用料の滞納整理に係る事務処理については、大阪市営住宅附帯駐車場使用料滞納整理事務処理要綱の例による。

（保証金）

第14条 許可者は、第7条に規定する駐車場使用許可時に、3ヶ月の使用料に相当する保証金を納付しなければならない。

- 2 保証金の額が変更された場合において、変更後の保証金の額が既納の保証金の額を上回るときは、許可者はその差額を市長が定める期日までに納付しなければならない。
- 3 保証金の額が変更された場合において、変更後の保証金の額が既納の保証金の額を下回るときは、許可者からの請求に基づき、市長は遅滞なくその差額を許可者に返還しなければならない。

4 保証金は、許可者が駐車場を明け渡すときにこれを返付する。ただし、未納の使用料及び損害賠償金があるときは、保証金のうちからこれを控除した額を返付する。この際に保証金を充当してもなお不足が生じる場合は、許可者はその差額を納付しなければならない。

5 保証金に利子はつけない。

（使用料等の改定）

第15条 市長は、規則の改正等に伴い使用料又は保証金を改定する場合は、許可者に改定日の1月前までに文書で通知を行うものとする。

（遵守事項）

第16条 許可者は、駐車場の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 許可者の責めに帰すべき事由により、駐車場並びに駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等の備品を滅失し、又は毀損したときは、許可者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。
- 3 市長は、駐車場を隨時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に關する指示ができる、許可者は、これに従わなければならない。

（禁止事項）

第17条 許可者は次に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 使用許可に係る自動車以外の自動車を駐車すること
- 2) 駐車場を他の者に使用させ、又は担保に供してはならない
- 3) 駐車場を定められた用途以外の用途に使用すること
- 4) 駐車場を模倣替し、又は増築すること
- 5) 市営住宅及び駐車場その他の共同施設並びにそれらの周辺の環境を乱し、又は他の駐車場利用者、市営住宅の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為

（使用許可の取り消し）

第18条 市長は、許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに使用許可を取り消すことができる。なお、使用許可の取り消しを行うときは、使用許可取消通知書（別記様式第3号。以下「許可取消通知書」という。）により許可者に通知するものとする。

- 1) 許可者が不正の行為によって使用したとき
- 2) 許可者が使用料を3ヶ月以上滞納したとき
- 3) 許可者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき
- 4) 許可者が正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき
- 5) 許可者が第3条に規定する申請者資格を失ったとき
- 6) 許可者が前2条の規定に違反したとき
- 7) 市長が駐車場の管理上必要があると認めたとき
- 8) その他市長が使用許可条件を満たさなくなつたと認めるとき

2 市長は、前項第7号及び第8号の規定に基づき許可の取り消しをする場合は、許可者に許可の取消しをする日の1月前までに使用許可取消予告の通知を行ふものとする。

3 許可者は、第1項の規定に基づき使用許可を取り消されたときは、速やかに駐車場を明け渡し、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならず、また、駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等を使用許可時に貸与されている場合は速やかに市長に返還しなければならない。

4 市長は、第1項の規定に基づき取り消しを行ったときは、当該取り消しを受けた者に対して、取り消し日の翌日から当該駐車場の明渡しをする日までの期間について、第11条に規定する使用料の2倍相当の金額を徴収することができる。

5 第1項の場合において、許可者は当該取り消しによって生じた損失を本市に請求することができない。

（駐車場の返還手続き）

第19条 許可者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日の15日前までに市長に届け出、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。

2 前項の届出をした許可者は、駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等を許可時に貸与されている場合は速やかに市長に返還しなければならない。

（保管場所使用承諾証明書の不発行）

第20条 本要綱に基づく使用許可については、自動車保管場所使用承諾証明書の発行は行わない。

（原状回復）

第21条 使用許可を取り消したとき、使用期間が満了して引き続き使用を許可しないとき又は使用期間満了前に許可者が駐車場を返還したときは、許可者は自己の費用で、市長の指定する期日までに駐車場を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 許可者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行って、その費用を許可者の負担とすることができる。この場合、許可者は異議を申立てることができない。

（疑義の決定）

第22条 本要綱の各条項に關する疑義があるときは、市長がこれを決定する。

（実施の細目）

第23条 この要綱の実施について、必要な細目は、別に定めるものとする。

別記様式（略）

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 (略)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(第3号様式)

大阪市行政財産使用許可取消書

(文書番号)
令和 年 月 日

許可者 (住所)
(氏名) 様

大阪市長 ○ ○ ○ ○
(主管局課名)

令和 年 月 日付け〔ここに文書番号を記載する。〕により本市都市整備局管理の行政財産を使用許可した物件について、次の条項により使用許可を取り消すものとする。

記

(使用物件)

第1条 物件は、次のとおりとする。

所在地	大阪市	区	丁目	番
駐車場名	駐車場			
区画番号	番			
使用用途	大阪市営住宅条例第53条の3第1項に定める条件を具備しない者が 使用する月極駐車場			

(取消年月日)

第2条 使用許可の取消年月日は、令和 年 月 日とする。

取消理由

市営住宅附帯駐車場を使用した介護者等月極駐車場管理要綱第 条第 項
第 号に該当するため。

(不服申立ての教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。